## 中小企業のみなさんへ

# 固定資產税

# 3年間ゼロ!!

「先端設備等導入計画」の提出・認可で労働生産性向上をサポート

## ■対象となる事業

年率3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

#### ■対象者

町内中小企業者等

ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)

■認定の対象となる設備

生産、販売活動等の用に直接供されるものであって、生産性向上に資する指標が旧モデル 比で年1%以上向上する下記の設備(中古資産は対象外)

【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期】

- ・機械装置(160万円以上/10年以内に販売が開始されたもの)
- ・測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内に販売が開始されたもの)
- ·器具備品(30万円以上/6年以内に販売が開始されたもの)
- ・建物附属設備(60万円以上/14年以内に販売が開始されたもの) ※償却資産として課税されるものに限る。

### ■町から受けられる特例措置その他支援

- ○取得の翌年から固定資産税を3年間ゼロとします。
- ○国の補助金における優先採択の対象となります。(審査時の加点、補助率の引上げ)
  - ◆ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業補助金
  - ◇小規模事業者持続化補助金
  - ◆戦略的基盤技術高度化支援事業補助金
  - ◇サービス等生産性向上 IT 導入支援事業補助金





協議 🛨 🕹

・補助金など予算支援 ・金融支援

同意

市町村 導入促進基本計画の策定(策定済)

申請





認定

#### 先端設備導入計画

申請事業者(中小企業者)

・税制支援・税制支援・税制支援

### ■特例措置等を受けるためには

先端設備等導入計画(事業者の生産性を向上させるための計画)の策定・提出が必要となります。

計画の策定にあたっては、商工会や金融機関等の支援機関に相談し、確認書をもらう必要があります。

◆ご相談・問い合わせ◆

上富良野町企画商工観光課商工観光班 TEL0167-45-6983